

2026年7月23日

一般社団法人 全国保育連盟
理事長 坂井 徹

株式会社による認可保育所運営の会計処理と税務・通知運用の整合性確保について

(要望)

平素より、子ども・子育て施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。株式会社を含む多様な主体が安定的に質の高い保育を提供できるよう、以下のとおり制度改善を要望致します。

現状と課題 (要点)

- 私立保育所の運営費は、子ども・子育て支援法附則第 6 条に基づき、市町村から「委託費」として支払われる枠組みが当分の間継続されています。
- その経理は、府子本第 254 号通知(以下「経理等通知」)等で使途範囲(人件費・管理費・事業費)と剰余の積立・繰越の方法が詳細に定められており、利益として自由に計上することは制度上想定されていません。
- 一方で、運用等通知(府子本第 256 号)は、租税公課に法人税等が含まれ得る旨を明示し(Q&A〔問 9〕)、税務上は収益・課税の論理が働く場面があることを示しています。これが、行政会計(公費的性格を強く意識)と税務(課税)とのダブルスタンダードを招いています。
- 東京都は都内運用通知(2 福保子保第 3496 号)で、当期末支払資金残高は「当該年度の委託費収入の 30%以下」との実務基準を明確化。埼玉県も同趣旨の周知(2 年連続超過で改善基礎分の加算停止)を行っており、資金保有上限や協議義務が各自治体で運用されています。
- 以上の諸規律の多くは「通知」による運用であり、法律上の明文化がないまま、法人の財産処分の自由に実質的制約が及ぶ点については、憲法 29 条(財産権)・22 条(経済的自由)との整合性を検証すべきとの論点が残ります。

• 要望事項

1. 税務・行政会計の整合化(一本化方針)

委託費の会計・税務処理の考え方を整理し、租税公課として法人税を想定しつつも、剰余の位置づけを明確化。適正利益の概念化や配当可能範囲の定義の設定を要望致します。

2. 積立金制度の改善

人件費・設備等の積立資産は経理等通知で容認されていますが、用途の拡張(処遇改善・人材確保・DX 投資等)や目的外使用の協議要件の簡素化、自治体間の上限制度の整合を要望致します。

3. 「当分の間」の見直しと給付費方式への移行ロードマップ
附則第 6 条の当分の間の委託費方式を再検討し、施設型給付費への一本化と
会計・監査ルール法定化を段階的に進めて頂くことを要望致します。

4. 憲法適合性の点検と法制化
通知行政に依存した使途制限の比例原則・明確性を点検し、必要な範囲を法律で、明文化することを要望致します。

期待効果

- 会計・税務・監査の整合により透明性・説明責任の向上(上場会社を含む)。
- 人材処遇・設備投資への計画的再投資が進み、保育の質の持続的向上。
- 自治体ごとの運用差が縮小し、事業者の予見可能性向上。

現場の保育の質を守りつつ、民間活力を適切に活かすため、上記の見直しをご検討賜りますようお願い申し上げます。

【資料編】主要根拠の抄録(要点のみ)

- 法の枠組み:附則第 6 条は、市町村が当分の間、特定保育所(私立保育所)に対し委託費相当額を支払う旨を規定。
- 使途範囲と剰余:経理等通知(府子本第 254 号)は、人件費・管理費・事業費を定義し、積立資産の創設(人件費積立・施設・設備整備積立等)や前期末支払資金残高の扱いを規定。
- 税務との関係:運用等通知(府子本第 256 号)Q&A は、租税公課に法人税が含まれ得る旨を明記。
- 自治体運用例:東京都の取扱い(2 福保子保第 3496 号)は、当期末支払資金残高 = 委託費収入の 30%以下を明示。埼玉県も同趣旨を周知(2 年連続超過で改善基礎分加算の停止)。
- 通知の改正履歴等:改正・取扱い通知の公表・改正経緯。
- 憲法:財産権(29 条)、経済的自由(22 条)条文。

以上

認可保育所の施設整備補助金に関する提言書

こども家庭庁発出の「こ成事第 497 号（令和 7 年 9 月 19 日）就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」において、認可保育所施設整備事業の補助金制度が大きく変更されました。

今回の変更では、設置主体が学校法人・社会福祉法人である場合のみ補助金の交付対象となり、株式会社が設置主体の場合には実質的に補助金が受けられない制度となっています。し

かし、認可保育所の運営主体として株式会社も認められているにも関わらず、施設整備における補助金交付でこれほど大きな差が生じることは、公平性を欠く制度と考えます。

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
(1) 保育所	児童福祉法第 35 条第 4 項及び同法第 56 条の 8 第 3 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 (以下「社会福祉法人等」という。) ただし、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村又は、「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けていない市町村のうち財政力指数が 1.0 未満の市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

Q どのくらいの自治体が

財政力指数 1.0 未満なのか？

A 全国の自治体のうち

約 96%~97%が 1.0 未満

つまり従前は、ほとんどの市町村で、市町村が認めた設置者に対して補助金交付ができた

令和 7 年 9 月 19 日 制度改定

①施設の種類	②設置根拠	③設置主体
(1) 保育所	児童福祉法第 35 条第 4 項及び同法第 56 条の 8 第 3 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人 (以下「社会福祉法人等」という。) ただし、「保育提供体制の確保のための実施計画」の「待機児童対策」又は「人口現象対策」の採択を受けている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く。）とする。

制度改正後

社会福祉法人以外の設置者に対して補助要件が極端に狭まり、株式会社等には補助交付できなくなった。

つまり、市町村主導で保育所整備を進めることができなくなった。

※「待機児童対策」の採択…各年度の4月1日時点において待機児童が10人以上発生していることが要件。

※「人口減少対策」の採択…国から過疎地域として指定を受けていなければ採択されない。

【要望】

株式会社を含む、市町村が認めたすべての設置主体に対し、従前と同様に施設整備補助金が平等に交付される制度へと是正していただきますよう、お願い申し上げます。

経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する 指定都市市長会要請

我が国は、少子・高齢化や気候変動への適応、防災・減災、国土強靱化の取組に加え、エネルギー・食料品価格等の上昇、中東情勢の緊迫化、極めて不透明な世界経済の影響など、まさに国内外の社会経済情勢の大きな変化と課題に直面している。

将来にわたり、我が国全体の持続的な成長を促していくためには、過度な東京都への一極集中を是正し、国と地方が一体となり、人口減少・少子化対策等の国家的な課題解決に取り組まなければならない。中でも指定都市は、住民に身近な基礎自治体でありながら国民の2割を超える人口を擁し、約3割の商業活動が集中している状況であることから、圏域の中核都市として幅広い権限と安定的な財源を持ち、圏域全体の力強い経済成長を中核となつて牽引する役割を果たすことが重要である。その実現にあたっては、都道府県一市町村という長年にわたり基本的な構造が変わっていない我が国の地方自治制度について、抜本的に見直すことが不可欠である。

指定都市が、国民の安全・安心の確保やこども施策の総合的推進等に取り組み、ひいては、日本経済の持続的な成長に寄与していくため、「経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）」において、指定都市市長会の提案を反映するよう要請する。

1 国民の安全・安心の確保

（1）物価高への対応

エネルギー・食料品価格等の上昇により、国民生活・地域経済への影響が生じており、さらには中東情勢の混乱が長期化することも懸念されることから、引き続き国の責任において、国民生活・日本経済を守り抜くとともに、地域の実情に応じた物価高対策に万全を期すこと。また、国庫補助負担金の算定基礎において適切に物価上昇分を反映するとともに、減税や給付の措置を講ずる場合には、地方における財政運営への影響や過度な事務負担が生じることのないよう実施すること。さらに、中長期的な対応として、省エネの促進等エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組みつつ、持続的で構造的な賃上げや民需主導の持続的な成長の実現に向けた取組を進めること。

（2）防災・減災、国土強靱化の推進

道路、河川、上下水道等のインフラ施設の老朽化が加速度的に進行する中、適切な維持管理及び計画的な改築・更新が実施されなければ、国民生活や社会経済活動に重大な影響が及ぶ恐れがある。そのため、インフラ施設の予防保全型の点検・修繕や機能向上を伴う改築等、集中的な対策の推進に必要な支援を行うこと。

また、災害が発生すると多くの国民の生命、身体及び財産が脅かされるとともに、その影響は社会経済全体にまで及ぶことから、大規模地震等の自然災害に対して指定都市が行う避難生活環境の改善をはじめとした被災者支援や浸水対策、土砂災害対策、インフラ施設の耐震化等の防災・減災対策について、重点的な支援を行うこと。

加えて、緊急物資の輸送機能の確保や円滑な応急対策活動のための緊急輸送道路の整備、橋梁の耐震化、無電柱化等の地震対策への重点的な支援を行うこと。

さらに、こうした国土強靱化施策を切れ目なく戦略的に推進するために必要な財源を継続的・安定的に確保できるよう、国の当初予算において、資材価格の高騰等を考慮した財政措置を行うこと。

2 こども施策の総合的な推進

(1) こども・子育て政策の強化

こどもを望む全ての人が安心してこどもを産み・育てることができるよう、特に多くの地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等の助成制度、保育料等を含めた利用者負担軽減策については、国の責任において、持続可能な全国一律の制度を構築し、必要な財源措置を講ずるとともに、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な人的・財政的支援を速やかに講ずること。

いわゆる教育無償化（高等学校等就学支援金制度の拡充、学校給食費の抜本的な負担軽減）に関しては、制度の持続的な実施に向けて、地方財政に影響を与えることのないよう、国の責任において恒久的な財源を確保すること。特に、学校給食費の抜本的な負担軽減に関しては、国において毎年的確な調査を行うことによって実態との乖離のないようにするとともに、中学校給食費についても早期に実施すること。併せて、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供等についても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、国においても、必要な財政支援を講ずること。

また、幼児期の教育・保育、子育て支援、社会的養育の質・量の充実に図るため、保育士等の人材確保や処遇改善のほか、幼稚園・保育所等における老朽化対策等に関する施設整備補助の事業費確保や嵩上げ、設置主体の要件緩和に係る経過措置の継続等を行うこと。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、各地方自治体の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みへ見直すとともに、都市部の物価及び賃金水準や保育士等の負担を十分に考慮した財政措置等を講ずること。さらに、国が示す放課後児童クラブに係る運営費の負担割合を見直し、放課後児童健全育成事業の補助額を引き上げるとともに、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の財政措置を拡充するほか、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

(2) 持続可能な学校体制づくり

全国的な教職員不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実に実現するため、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、特に令和12年度までに段階的に10%まで引上げを行うとされている教職調整額を含め、地方に負担転嫁することなく、財政力の如何を問わず、その所要額全額について、国の責任において確実な財政措置を講ずること。

さらに、こどもたちを取り巻く環境の多様化等様々な課題に対応するため、基礎定数及び加配措置の更なる改善や教育人材の拡充に向けた効果的な施策を講ずるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を教職員定数として算定し国庫負担金の対象とすること。

3 多様な大都市制度の早期実現

人口減少が急速に進む中、持続可能な社会と我が国の更なる成長を実現するためには、国家戦略として多極分散型社会の実現を目指していく必要がある。本年1月に立ち上げられた第34次地方制度調査会においては、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問に基づき、大都市制度に関する具体的な議論も進められているところであるが、今後、指定都市の意見を踏まえて更なる検討を行い、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現すること。

また、大規模災害等の対応においてこれまで大都市が果たしてきた役割を踏まえ、基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

4 地域未来戦略の推進

国は、地域ごとに産業クラスターを戦略的に形成するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援するための「地域未来戦略」について、令和8年夏までに政策パッケージを取りまとめるとしている。しかしながら、いずれも計画策定においては、知事との連携もしくは知事主導での対応が想定されていることに加え、地域未来交付金（地域未来推進型）の上限金額には指定都市と都道府県で乖離がある。圏域の経済活動の中核を担う指定都市が圏域全体を牽引する役割を果たし、「地域未来戦略」に基づいた地方創生を強力に推し進められるよう、都道府県と同等の権限と財政措置を講ずること。

5 外国人が地域社会に円滑に適応するための取組の推進

人材不足が深刻化し、外国人住民が日本の経済社会におけるサービス提供等の担い手として期待される中、国は、外国人材確保のための様々な施策を進めている。日本人住民と外国人住民がともに安全・安心に暮らせる社会の実現に向けて、学校等の環境整備を含む外国人住民への生活支援や、日本語学習支援に係る政策のほか、日本の文化・社会制度等に対する理解を促す仕組みの創設等について、国の責任のもと、強力に推進していくこと。

6 自治体DXの推進

(1) 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げる目標を達成し、地方自治体の人的・財政的負担の軽減や新たなサービスの迅速な展開に資するものとなるよう、国が主導的な役割を果たすこと。

また、特定移行支援システムを含む全てのシステムの移行完了までの経費及び標準化に伴い一体的に対応が必要となる事業に係る経費全額を国費により措置するとともに、ガバメントクラウド利用料等の運用経費についても、移行前の水準を上回ることはないよう各自治体の実態を的確に反映した十分な措置を恒常的に講ずること。

さらに、全ての指定都市が特定移行支援システムを抱えている状況を踏まえ、制度改正や標準仕様書の改定を実施する場合には対応にかかる作業期間を十分に確保するなど特定移行支援システムにも十分配慮するとともに、標準仕様書の改版に伴うシステム改修費等についても国費により措置すること。

(2) デジタル化を見据えた行政事務の簡素化

地方自治体の行政事務は、根拠となる国の各種制度の複雑さに加え、度重なる制度改正や運用変更等により、事務を実施する地方自治体をはじめとしたサービス提供者だけでなくサービスを受ける利用者においても多大な負担が生じている。住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するにあたっては、単に現在の制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しが必要不可欠であることから、デジタル庁が司令塔となり、各省庁が所管する事務の制度に改善の余地がないかを横断的かつ地域の実態に即して再点検し、その結果を踏まえた対応を迅速に実施すること。

7 脱炭素社会の実現

(1) 脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進

商品・サービスの温室効果ガス排出量が見える化し、国民の前向きで主体的な意識改革や行動変容を促すため、国として早期に地域横断的な仕組みの構築・展開を進めること。

また、水素等次世代エネルギーの社会実装や再生可能エネルギーの主力電源化に対応するためのインフラ整備等脱炭素社会の実現に向けた基盤整備を行うこと。

(2) 地域脱炭素移行への支援の拡充

国主導で組織横断的に省庁や所管業務の枠を越えて、脱炭素社会の実現に向けた取組を講じ、地方自治体や企業等の取組を推進するため、十分かつ継続的な財政措置を講ずること。特に、地球温暖化対策を主目的とする事業以外であっても地球温暖化対策に資する場合は、国が交付する補助金等の対象に加えるとともに、補助率引き上げや物価上昇分の反映等のインセンティブを付与する等、財政支援を拡充すること。

8 安定的な財政運営に必要な措置

(1) 地方一般財源総額の増額確保

いわゆる「一般財源総額実質同水準ルール」については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、引き続き3年間維持することとされている。こども・子育て政策の強化やインフラ老朽化対策等に引き続き取り組む必要がある一方、社会保障関係経費や人件費の増加、物価高の長期化等が今後も懸念されることから、令和9年度以降は、令和8年度の地方財政計画の水準にとどまらず、地方の財政需要を的確に地方財政計画に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。

また、現在、社会保障国民会議において給付付き税額控除の導入や消費税減税が議論されているほか、「年収の壁」については、令和8年度における引き上げに

加え、今後更なる見直しが想定される。さらに、いわゆる「ガソリンの暫定税率」廃止や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う地方の安定財源確保については、国において具体的な方策を引き続き検討することとされており、地方財源への影響が懸念される。

については、地方自治体が住民に必要な基礎的行政サービスを持続的に提供できるよう、国の責任において代替となる恒久的な安定財源を確保するなど、必要な措置を講ずること。

さらに、地方財源不足の解消は、地方交付税の法定率引上げ等により対応し、臨時財政対策債については速やかに廃止すること。

(2) 指定都市税源の拡充強化等

指定都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充するとともに、道府県から指定都市に移譲されている事務・権限等について、所要額が税制上措置されるよう、税源移譲により特例税制を創設すること。

また、東京都の財源超過額が2年連続で過去最高となるなど、東京都と他の地方自治体間の財政力格差が拡大しており、これを背景として、行政サービスの地域間格差も拡大している。このような状況を是正するため、地方税収を減ずることなく、地方税財源拡充の中で、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けた具体的な取組みを講ずること。

(3) 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。また、医療や介護、障害者福祉等の社会保障関係費が増加する中、税源移譲がなされるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、超過負担を解消すること。

令和8年4月15日
指定都市市長会

2026年 04月15日

経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する指定都市市長会要請

令和8年4月15日（水）、久元 喜造 神戸市長（指定都市市長会会長）が、城内 実 内閣府特命担当大臣及び林 芳正 総務大臣に対して「経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する指定都市市長会要請」を行いました。

【要請文】

- ・ [経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する指定都市市長会要請\(PDF:244KB\)](#) 



左から 城内 実 内閣府特命担当大臣
久元 喜造 神戸市長

日時

令和8年4月15日（水）14時35分から14時50分まで

要請先

内閣府

要請内容

「経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する指定都市市長会要請」

提出者

久元 喜造 神戸市長（指定都市市長会会長）

面談者

城内 実 特命担当大臣



左から 久元 喜造 神戸市長
林 芳正 総務大臣

日時

令和8年4月15日（水）15時10分から15時25分まで

要請先

総務省

要請内容

「経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する指定都市市長会要請」

提出者

久元 喜造 神戸市長（指定都市市長会会長）

面談者

林 芳正 総務大臣

[TOP](#) > [活動報告](#) > [要請・提言活動](#) > [2026年度](#) > 経済財政運営と改革の基本方針2026（仮称）に対する指定都市市長会要請

令和8年4月吉日

内閣府 御中
こども家庭庁 御中

虎濱市長
石原光樹

保育施設整備に係る補助制度の見直しに関する意見書

1. 趣旨

近年、保育士不足や園児数の減少により、保育施設の運営を担う事業者の確保が困難となっており、公立保育所の民営化や、老朽化（修繕を含む）対策・再編整備が停滞している地域も見受けられる。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じて、津波や土砂災害警戒区域等のハザードマップに該当する保育所の移転整備や、公立保育所の老朽化への対応、さらに人口減少地域に所在する老朽化施設を人口増加地域へ再編整備する取組を進め、移転後においても安定した保育提供体制を確保していく必要がある。

そのためには、自治体が主体的に整備手法を選択し、適切な事業者を選定できる環境を整備することが重要である。

2. 現状の課題

こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」により、認可保育所の施設整備に係る補助制度が変更され、設置主体が学校法人及び社会福祉法人に限定される取扱いとなっている。

これらの課題は、単なる制度運用上の制約にとどまらず、公立保育所の老朽化対策の遅れや、防災・減災を目的とした施設整備の遅れを招くものであり、結果として子どもの安全確保に支障を来すおそれがある。

このことにより、以下のような課題が生じている。

- 公立保育所の老朽化対策の停滞
- 民営施設の改修工事の停滞（大規模修繕や空調設備更新等）
- 防災・減災（津波警戒区域や土砂災害警戒区域からの移転）を目的とした施設整備の遅れ
- 施設の再編・集約の推進の制約
- 地域の実情に応じた事業者選定の困難

3. 要望事項

上記の状況を踏まえ、以下の点について見直しを求める。

- こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」について、従前の取扱いに戻すこと
- 市町村の判断により、株式会社も含め、法人種別に関わらず、自治体が地域の実情に応じて最適な事業者を選定できる制度とすること

4. 結び

本件は、自治体の保育行政運営全体に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子どもの安全確保に直結する課題であることから、現場の実態を踏まえ、速やかに制度の見直しが行われることを強く求める。

以上



甘福発第79号

令和8年6月9日

内閣府特命担当大臣 黄川田仁志 様
こども家庭庁長官 渡辺由美子 様

群馬県甘楽町長 森平仁志



就学前教育・保育施設整備交付金の従前の取り扱いを求める要望書

現在、当町では、少子高齢化がますます顕著となる中、「子どもは町の宝」を基本理念とし、国・県のご支援を賜りながら、町独自の様々な「子育て支援事業」を展開しております。

令和4年度には、公立の保育園及び幼稚園の統合や民営化を進め、子ども達の健全育成や安心・安全な保育環境の整備を最優先に、待機児童を発生させない取り組みなどを公私連携で進めているところであります。

これまで、施設整備や老朽化対策等におきましては、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用させていただき、順次計画的に整備を進めてきたところでありますが、令和7年9月に交付要綱の一部が改正され、交付対象要件が厳格化されたことに伴い、今年度に予定していた保育園の空調設備などの改修工事が進められなくなっている状況となっております。

保育施設の老朽化対策や防災・減災対策をはじめ、夏の猛暑に対応するための空調設備の改修は喫緊の課題であるものの、国の交付金を活用できなければ、当町のような財政規模の小さな自治体や施設を運営する事業者にとっては、改修工事等の支出は大きな負担となっており、施設整備の遅れを招いております。

つきましては、地域の実情に即した保育施設の整備が円滑に図られるよう交付要綱の一部改正につきまして、下記のとおり要望いたします。

記

1 要望事項

保育施設の老朽化対策や保育環境の維持・改善、防災・減災を目的とした安全対策としての施設整備等が円滑に行えるよう、こども家庭庁が昨年9月に発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（平成時第497号）」における交付要綱6の交付対象要件に関する記述を従前（令和7年9月以前）の取扱いに戻すこと

【担当及び問い合わせ先】

〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1

群馬県 甘楽町福祉課こども係 電話：0274-67-5194

Mail: kodomo@town.kanra.lg.jp

URL(町 HP): <https://www.town.kanra.lg.jp/>

令和8年5月吉日

内閣府 御中
こども家庭庁 御中

香南帳 濱田 豪太

保育施設整備に係る補助制度の見直しに関する意見書

1. 趣旨

近年、保育士不足や園児数の減少により、保育施設の運営を担う事業者の確保が困難となっており、公立保育所の民営化や、老朽化対策・再編整備が停滞している地域も見受けられる。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じて、津波や土砂災害警戒区域等のハザードマップに該当する保育所の移転整備や、公立保育所の老朽化への対応、さらに人口減少地域に所在する老朽化施設を人口増加地域へ再編整備する取組を進め、移転後においても安定した保育提供体制を確保していく必要がある。

そのためには、自治体が主体的に整備手法を選択し、適切な事業者を選定できる環境を整備することが重要である。

2. 現状の課題

こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」により、認可保育所の施設整備に係る補助制度が変更され、設置主体が学校法人及び社会福祉法人に限定される取扱いとなっている。

これらの課題は、単なる制度運用上の制約にとどまらず、公立保育所の老朽化対策の遅れや、防災・減災を目的とした施設整備の遅れを招くものであり、結果として子どもの安全確保に支障を来すおそれがある。

このことにより、以下のような課題が生じている。

- 公立保育所の老朽化対策の停滞
- 防災・減災（津波警戒区域や土砂災害警戒区域からの移転）を目的とした施設整備の遅れ
- 施設の再編・集約の推進の制約
- 地域の実情に応じた事業者選定の困難

3. 要望事項

上記の状況を踏まえ、以下の点について見直しを求める。

- こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」について、従前の取扱いに戻すこと
- 市町村の判断により、株式会社も含め、法人種別に関わらず、自治体が地域の実情に応じて最適な事業者を選定できる制度とすること

4. 結び

本件は、自治体の保育行政運営全体に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子どもの安全確保に直結する課題であることから、現場の実態を踏まえ、速やかに制度の見直しが行われることを強く求める。

以上

内閣府 御中

こども家庭庁 御中

市長

嶋野 浩一朗

署名箇所

保育施設整備に係る補助制度の見直しに関する意見書

1. 趣旨

近年、保育士不足や園児数の減少により、保育施設の運営を担う事業者の確保が困難となっており、公立保育所の民営化や、老朽化対策・再編整備が停滞している地域も見受けられる。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じて、津波や土砂災害警戒区域等のハザードマップに該当する保育所の移転整備や、公立保育所の老朽化への対応、さらに人口減少地域に所在する老朽化施設を人口増加地域へ再編整備する取組を進め、移転後においても安定した保育提供体制を確保していく必要がある。

そのためには、自治体が主体的に整備手法を選択し、適切な事業者を選定できる環境を整備することが重要である。

2. 現状の課題

こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第 497 号）」により、認可保育所の施設整備に係る補助制度が変更され、設置主体が学校法人及び社会福祉法人に限定される取扱いとなっている。

これらの課題は、単なる制度運用上の制約にとどまらず、公立保育所の老朽化対策の遅れや、防災・減災を目的とした施設整備の遅れを招くものであり、結果として子どもの安全確保に支障を来すおそれがある。

このことにより、以下のような課題が生じている。

- 公立保育所の老朽化対策の停滞
- 民営施設の改修工事の停滞（大規模修繕や空調設備更新等）
- 防災・減災（津波警戒区域や土砂災害警戒区域からの移転）を目的とした施設整備の遅れ
- 施設の再編・集約の推進の制約
- 地域の実情に応じた事業者選定の困難

3. 要望事項

上記の状況を踏まえ、以下の点について見直しを求める。

- こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第 497 号）」について、従前の取扱いに戻すこと
- 市町村の判断により、株式会社も含め、法人種別に関わらず、自治体が地域の実情に応じて最適な事業者を選定できる制度とすること

4. 結び

本件は、自治体の保育行政運営全体に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子どもの安全確保に直結する課題であることから、現場の実態を踏まえ、速やかに制度の見直しが行われることを強く求める。

以上

令和 8 年 5 月 吉日

内閣府 御中
こども家庭庁 御中

登米市長



保育施設整備に係る補助制度の見直しに関する意見書

1. 趣旨

近年、保育士不足や園児数の減少により、保育施設の運営を担う事業者の確保が困難となっており、公立保育所の民営化や、老朽化対策・再編整備が停滞している地域も見受けられる。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じて、津波や土砂災害警戒区域等のハザードマップに該当する保育所の移転整備や、公立保育所の老朽化への対応、さらに人口減少地域に所在する老朽化施設を人口増加地域へ再編整備する取組を進め、移転後においても安定した保育提供体制を確保していく必要がある。

そのためには、自治体が主体的に整備手法を選択し、適切な事業者を選定できる環境を整備することが重要である。

2. 現状の課題

令和 7 年 9 月 19 日付のこども家庭庁通知「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第 497 号）」により、認可保育所の施設整備に係る補助対象は、設置主体が原則として「社会福祉法人」や「学校法人」などに限定され、その特例要件についても、「保育提供体制の確保のための実施計画」において「待機児童対策」又は「人口減少対策」の採択を受けている市町村に限定される取扱いとなった。

さらに、令和 8 年度の改正要綱においても当該採択を必要とする制限は維持されたままであり、防災目的の移転や老朽化対策を急ぐ自治体が、地域の実情に合わせて多様な事業者から最適な設置主体を選定し、迅速に施設整備を進めることが困難な状況に置かれている。

こうした状況は、単なる制度運用上の制約にとどまらず、公立保育所の老朽化対策や、防災・減災を目的とした施設整備の遅れを招くものであり、結果として子どもの安全確保に重大な支障を来すおそれがある。

このことにより、以下のような課題が生じている。

- 公立保育所の老朽化対策の停滞
- 防災・減災（津波警戒区域や土砂災害警戒区域からの移転）を目的とした施設整備の遅れ
- 施設の再編・集約の推進の制約
- 地域の実情に応じた事業者選定の困難

3. 要望事項

上記の状況を踏まえ、以下の点について見直しを求める。

- こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第 497 号）」について、従前の取扱いに戻すこと
- 市町村の判断により、株式会社も含め、法人種別に関わらず、自治体が地域の実情に応じて最適な事業者を選定できる制度とすること

4. 結び

本件は、自治体の保育行政運営全体に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子どもの安全確保に直結する課題であることから、現場の実態を踏まえ、速やかに制度の見直しが行われることを強く求める。

以上



令和8年6月9日

衆議院議員

小 淵 優 子 様

群馬県甘楽町長 森平仁志



就学前教育・保育施設整備交付金の従前の取り扱いを求める要望書の提出について

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、町行政の推進等につきましては、格別なご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、当町では、少子高齢化がますます顕著となる中、「子どもは町の宝」を基本理念とし、誰もが安心して子どもを産み育てられ、子ども達が健やかに成長できるよう、国・県のご支援を賜りながら、町独自の事業として、保育料の完全無償化や給食費の無料化、小学校・中学校・高校入学時の応援金支給、家庭子育て世帯への支援金の支給など、様々な「子育て支援事業」を展開しているところです。

令和4年度には、公立の保育園及び幼稚園の統合や民営化を進め、子ども達の健全育成や安心・安全な保育環境の整備を最優先に、待機児童を発生させない取り組みを公私連携で進めてきたところであります。

これまで、施設整備や老朽化対策等におきましては、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用させていただき、順次計画的に整備を進めてきたところでありますが、令和7年9月にこども家庭庁が発出した交付金交付要綱の一部が改正され、交付対象要件が厳格化(交付対象外)されたことに伴い、今年度に予定していた保育園の空調設備などの改修工事が進められなくなっている状況となっております。

保育施設の老朽化対策や防災・減災対策をはじめ、夏の猛暑に対応するための空調設備の改修は喫緊の課題であるものの、国の交付金を活用できなければ、当町のような財政規模の小さな自治体や施設を運営する事業者にとっては、大規模改修工事等の支出は大きな負担となっており、施設整備の遅れを招いております。

つきましては、当町における円滑な保育施設の整備を促進するため、国に対して交付金対象要件を従前の取扱いにさせていただくよう別添の「就学前教育・保育施設整備交付金の従前の取り扱いを求める要望書」を提出することとしました。

貴職におかれましては、本件の趣旨をご賢察いただき、今後の対応についてご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

【担当及び問い合わせ先】

〒370-2292 群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉 1395-1

群馬県 甘楽町福祉課こども係 電話:0274-67-5194

Mail: kodomo@town.kanra.lg.jp

URL(町 HP): <https://www.town.kanra.lg.jp/>

内閣府 御中

こども家庭庁 御中

岩沼市長 佐藤 淳一

保育施設整備に係る補助制度の見直しに関する意見書

1. 趣旨

近年、保育士不足や園児数の減少により、保育施設の運営を担う事業者の確保が困難となっており、公立保育所の民営化や、老朽化対策・再編整備が停滞している地域も見受けられる。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じて、津波や土砂災害警戒区域等のハザードマップに該当する保育所の移転整備や、公立保育所の老朽化への対応、さらに人口減少地域に所在する老朽化施設を人口増加地域へ再編整備する取組を進め、移転後においても安定した保育提供体制を確保していく必要がある。

そのためには、自治体が主体的に整備手法を選択し、適切な事業者を選定できる環境を整備することが重要である。

2. 現状の課題

こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」により、認可保育所の施設整備に係る補助制度が変更され、設置主体が学校法人及び社会福祉法人に限定される取扱いとなっている。

これらの課題は、単なる制度運用上の制約にとどまらず、公立保育所の老朽化対策の遅れや、防災・減災を目的とした施設整備の遅れを招くものであり、結果として子どもの安全確保に支障を来すおそれがある。

このことにより、以下のような課題が生じている。

- 公立保育所の老朽化対策の停滞
- 民営施設の改修工事の停滞（大規模修繕や空調設備更新等）
- 防災・減災（津波警戒区域や土砂災害警戒区域からの移転）を目的とした施設整備の遅れ
- 施設の再編・集約の推進の制約
- 地域の実情に応じた事業者選定の困難

3. 要望事項

上記の状況を踏まえ、以下の点について見直しを求める。

- こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」について、従前の取扱いに戻すこと
- 市町村の判断により、株式会社も含め、法人種別に関わらず、自治体が地域の実情に応じて最適な事業者を選定できる制度とすること

4. 結び

本件は、自治体の保育行政運営全体に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子どもの安全確保に直結する課題であることから、現場の実態を踏まえ、速やかに制度の見直しが行われることを強く求める。

以上

令和8年5月吉日

内閣府 御中
こども家庭庁 御中

一般社団法人全国保育連盟
理事長 坂井 徹

保育施設整備に係る補助制度の見直しに関する意見書

1. 趣旨

近年、保育士不足や園児数の減少により、保育施設の運営を担う事業者の確保が困難となっており、公立保育所の民営化や、老朽化対策・再編整備が停滞している地域も見受けられる。

このような状況を踏まえ、地域の実情に応じて、津波や土砂災害警戒区域等のハザードマップに該当する保育所の移転整備や、公立保育所の老朽化への対応、さらに人口減少地域に所在する老朽化施設を人口増加地域へ再編整備する取組を進め、移転後においても安定した保育提供体制を確保していく必要がある。

そのためには、自治体が主体的に整備手法を選択し、適切な事業者を選定できる環境を整備することが重要である。

2. 現状の課題

こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」により、認可保育所の施設整備に係る補助制度が変更され、設置主体が学校法人及び社会福祉法人に限定される取扱いとなっている。

これらの課題は、単なる制度運用上の制約にとどまらず、公立保育所の老朽化対策の遅れや、防災・減災を目的とした施設整備の遅れを招くものであり、結果として子どもの安全確保に支障を来すおそれがある。

このことにより、以下のような課題が生じている。

- 公立保育所の老朽化対策の停滞
- 民営施設の改修工事の停滞（大規模修繕や空調設備更新等）
- 防災・減災（津波警戒区域や土砂災害警戒区域からの移転）を目的とした施設整備の遅れ
- 施設の再編・集約の推進の制約
- 地域の実情に応じた事業者選定の困難

3. 要望事項

上記の状況を踏まえ、以下の点について見直しを求める。

こども家庭庁が発出した「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（こ成事第497号）」について、当該交付要綱を活用して整備した保育所においては、設置主体の種別に関わらず修理について補助対象とすること。

4. 結び

本件は、自治体の保育行政運営全体に重大な影響を及ぼすものである。とりわけ、子どもの安全確保に直結する課題であることから、現場の実態を踏まえ、速やかに制度の見直しが行われることを求める。

以上

上記意見書の内容に賛同します。

令和8年5月吉日 吉田町長

田村典希